

法人カード規定

1. (カードの利用)

普通預金、無利息型普通預金（以下、「預金」といいます。）について発行した法人キャッシュカード（以下、「カード」といいます。）は、当該預金口座について次の場合に利用することができます。

- (1) 当金庫、しんきんネットキャッシュサービス加盟の信用金庫（以下、「提携金庫」といいます。）およびゆうちょ銀行の自動機を使用して預金に預入れをする場合
- (2) 当金庫、提携金庫およびゆうちょ銀行の自動機を使用して預金の払戻しをする場合
- (3) 当金庫の自動機を使用して振込資金を預金口座から振替により払戻し、振込の依頼をする場合
- (4) その他当金庫の所定の取引をする場合
- (5) カードは法人、規約および代表の定めのある人格のない社団に限り使用することができます。

2. (自動機による預金の預入れ)

- (1) 自動機を使用して預金に預入れをする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 自動機による預入れは、自動機の機種により当金庫、提携金庫およびゆうちょ銀行所定の種類の紙幣にかぎります。また、1回あたりの預入れは、当金庫、提携金庫およびゆうちょ銀行所定の枚数による金額の範囲とします。
- (3) 当該預金口座について初めてカードによる預入れがあった場合には、「現金自動受払機専用通帳」の発行の申込みがあったものとし、同通帳を発行しますので、「キャッシュカードご利用明細」を綴り込んで保管してください。

3. (自動機による預金の払戻し)

- (1) 自動機を使用して預金の払戻しをする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードまたはカードと通帳を挿入し、届出の暗証番号と金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 自動機による払戻しは、自動機の機種により当金庫、提携金庫およびゆうちょ銀行所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当金庫、提携金庫およびゆうちょ銀行所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しおよび1か月あたりの払戻しは、当金庫、提携金庫およびゆうちょ銀行所定の金額の範囲内とします。
- (3) 前項にかかわらず、当金庫、提携金庫およびゆうちょ銀行の自動機による1日あたりの払戻しまたは1か月あたりの払戻しについて、当金庫が代表者から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の範囲内とします。
- (4) 自動機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と後記 6. (2) に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻しのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

4. (自動機による振込)

- (1) 自動機を使用して振込資金を預金口座から振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 自動機による振込は当金庫所定の取扱時間内とし、1回あたりの振込金額は当金庫が定めた金額の範囲内とします。また、1日あたりの振込および1か月あたりの振込は、当金庫所定の金額の範囲内とします。
- (3) 前項(2)にかかわらず、前項(1)の振込依頼をする場合における当金庫の自動機による1日あたりの振込または1か月あたりの振込について、当金庫が代表者から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の範囲内とします。

5. (自動機による振替)

- (1) 自動機を使用して振替金額を預金口座から振替により払戻し、当金庫所定の別の預金口座へ振替る場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードおよび振替先の通帳を挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、カード利用口座の通帳および払戻請求書の提出を受けることなく、振替金額をカード利用口座から自動的に引落しのうえ、振替先口座に入金します。
- (2) 自動機による振替は当金庫所定の取扱時間内とし、1回あたりの振替金額は当金庫が定めた金額の範囲内とします。なお、振替金額がカード利用口座の払戻しのできる金額をこえるときは取扱できません。
- (3) この振替をご利用できる振替先口座の通帳は、当金庫が別に定めたものに限りです。

6. (自動機利用手数料等)

- (1) 自動機を使用して預金の預入れをする場合は、当金庫、提携金庫およびゆうちょ銀行所定の自動機の利用に関

する手数料（以下、「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。

- (2) 自動機を使用する預金の払戻しをする場合は、当金庫、提携金庫およびゆうちょ銀行所定の自動機利用手数料をいただきます。
- (3) 自動機利用手数料は、預金の預入れおよび払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、提携金庫所定の自動機利用手数料は、当金庫から提携金庫に支払います。
- (4) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

7. (自動機故障時の取扱い)

停電、故障等により自動機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、次により取扱います。

- (1) 自動機により預金の預入れができない場合は、当金庫本支店の窓口でカードにより預金に預入れることができます。
- (2) 自動機により預金の払戻しおよび振込、振替ができない場合は、当金庫が自動機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当金庫本支店の窓口でカードにより預金の払戻しおよび振込、振替をすることができます。
- (3) 前項(1)、(2)による預入れ、払戻し、振込および振替をする場合には、カードを提出し、当金庫所定の入金伝票または払戻請求書にカードの口座番号、法人名、代表者名、金額を記入のうえ、当金庫所定の手続に従ってください。この場合、払戻請求書に所在地、電話番号等の記入を求めることがあります。
- (4) 自動機による振込ができない場合には、当日扱い受付時間内に限り前項(2)、(3)によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。
- (5) 自動機による振替ができない場合には、前項(2)、(3)によるほか振替先通帳を提出してください。

8. (カードによる預入れ・払戻し・振込金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額(振込資金、振替資金として払戻した金額を含みます。)、自動機利用手数料金額または振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当金庫の自動機で使用された場合または当金庫本支店の窓口へ提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合も同様とします。

9. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを失った場合には、直ちに代表者から書面によって取引店に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の届出の前に、カードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって取引店に届出てください。
- (3) 法人名、代表者、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに代表者から書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (4) カードを失った場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (5) カードを再発行(毀損等による再発行を含みます。)する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

10. (暗証番号の照合等)

- (1) カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証番号は他人に知られないようにしてください。
- (2) 当金庫が、カードの電磁的記録によって、自動機の操作の際に使用されたカードを当金庫が交付したものと処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して預金の払戻しをしたうちは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫および支払提携先は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードによるものであり、カードおよび暗証番号の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合の当金庫の責任については、このかぎりではありません。
- (3) 当金庫の窓口においてカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された署名と届出の署名と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いした場合にも前項と同様とします。

11. (自動機の誤入力等)

当金庫の自動機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、提携金庫およびゆうちょ銀行の自動機を使用した場合の提携金庫およびゆうちょ銀行の責任についても同様とします。

12. (解約、カードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取り止める場合には、そのカードを取引店に返却してください。

また、当金庫普通預金規定および無利息型普通預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。

- (2) カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい直ちにカードを取引店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 第13条に定める規定に違反した場合
 - ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当金庫が別途表示する一定の期間が経過した場合

13. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは、譲渡、質入れまたは貸与することができません。

14. (規定の適用)

この規定に定めない事項については、当金庫普通預金規定、無利息型普通預金規定および振込規定により取扱います。

15. (規定の変更)

当金庫は、利用者に対して事前に変更の時期およびその内容を当金庫ウェブサイト等に公表または当金庫所定の方法で利用者に通知することにより、この規定を変更できるものとします。

以上